



財産ドックでは、セミナーや個別相談を開催するだけでなく、大切なお客様に物心豊かな生活を送っていただけるよう、お役立ち情報をお届けしたいという思いから、“ドック通信”を発行しております。相続や遺言・不動産についての情報はもちろん、今後も幅広い情報をお届けできたらと考えています。

今回は、所得税対策・相続税対策に有効な小規模企業共済について解説します。

財産ドック アドバイザー 早川めぐみ

小規模企業共済とは？

商売をしている個人事業主、または、会社の役員などが、廃業、退職した場合の一時金として利用できる共済制度で、「事業主のための退職金制度」といえるものです。

アパート・マンションの賃貸をしている人も会社に勤めているわけではないので、事業をやめたり子どもに事業を譲ったりしても退職金はありませんが、この制度を利用すると退職金がもらえます。

メリット


- ・最大 掛金の120%が戻ってくる
- ・「小規模企業共済等掛金控除」として、掛金の全額が所得から控除されます。
- ・解約時の税負担が軽くなります。個人事業主であれば「退職所得」扱いとなり、事業所得と比べて税率が低いため、節税対策になります。
- ・毎月の掛け金は1,000円～70,000円まで、無理のない範囲で調節できます。
- ・低金利の貸付制度が利用できます。

デメリット


- ・掛金納付月数が240カ月未満の場合は、掛金合計額を下回る「元本割れリスク」があります。
- ・任意解約の場合、廃業せざるを得ない状況で一時所得として課税されるとなると、負担が大きいと感ずる場合があります。

詳しくは『中小企業基盤整備機構』のHPをご覧ください。右のQRコードをスマートフォンで読み込むと、小規模企業共済のページにジャンプします。



 小規模企業共済による一時金（個人事業主が月10,000円掛けたの場合）

共済事由 掛金月額 10,000円の 場合の例		共済事由	共済事由	共済事由	解約事由
		事業の廃止 個人事業主 の死亡	老齢給付 (65歳以上で 180カ月以上 納付)	配偶者、子へ の事業譲渡	任意解約
掛金 納付月数	掛金 合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約 手当金
60カ月	600,000 円	621,400 円	614,600 円	600,000 円	掛金納付月 数が240カ 月未満の場 合は、掛金 合計額を下 回ります
120カ月	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円	120,000 円	
180カ月	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円	1,800,000 円	
240カ月	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円	2,419,500 円	
360カ月	3,600,000 円	4,348,000 円	4,211,800 円	3,832,740 円	

 税法上の取扱い

受取方法	税法上の扱い
共済金または準共済金を一括で受け取る場合	退職所得扱い
共済金を分割で受け取る場合	公的年金等の雑所得
共済金を一括・分割併用で受け取る場合	(一括分) 退職所得扱い (分割分) 公的年金等の雑所得扱い
遺族が共済金を受け取る場合（死亡退職金）	(相続税法上) みなし相続財産
65歳以上の方が任意解約をする または 65歳以上の共同経営者が任意退任をする場合	退職所得扱い
65歳未満の方が任意解約をする または 65歳未満の共同経営者が任意退任をする場合	一時所得扱い
12カ月以上の掛金の未払いによる解約（機構特約）で 解約手当金を受け取る場合	一時所得扱い

※受け取る際の年齢や、一括または分割などの受け取り方法などで税法上の取扱いが異なります